

秩父広域市町村圏組合インターネット公有財産売却 ガイドライン

秩父広域市町村圏組合インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の「秩父広域市町村圏組合インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

第 1 章 公有財産売却の参加条件

1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

(1) 地方自治法第 239 条第 2 項の規定に該当する方（物品に関する事務に従事する秩父広域市町村圏組合の職員）

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に該当すると認められる方

[参考：地方自治法施行令（抄）]

（一般競争入札の参加の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 秩父広域市町村圏組合が定める本ガイドライン及び入札説明書並びに KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方
 - (4) 日本語を理解できない方
 - (5) 日本国内に住所及び連絡先がない方
 - (6) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他条件を必要とする場合でこれらの条件を満たしていない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり秩父広域市町村圏組合が執行する一般競争入札及びせり売り（以下「入札」という。）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間秩父広域市町村圏組合の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）上の公有財産売却の物件詳細画面や秩父広域市町村圏組合ホームページにおいて閲覧に供されている「入札説明書」、「入札公告」、「物件調書」などを確認するとともに、入札希望の物件及び当該物件にかかる諸規制について十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。事前にご連絡をいただければ、物件をご覧いただけます。現物を確認されなくても入札には参加できますが、現物に関する全ての事項を了承されているものとみなします。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
- (6) 公有財産売却においては、売却システムの不具合などの理由により、特定の物件の売却が中止になること、若しくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産の権利移転などについての注意事項

(1) 一般事項

ア 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など秩父広域市町村圏組合の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

イ 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

ウ 公有財産の売却は現状引き渡しとなっています。物品等の移送・修理及び所有権移転に係る全ての手続きは落札者が行うこととし、すべての費用は落札者の負担とします。

(2) 動産・自動車の場合

ア 公有財産が動産、自動車などである場合、秩父広域市町村圏組合はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。

イ 公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録の手続き等を行ってください。

(3) 不動産の場合

ア 秩父広域市町村圏組合は、落札者が売払代金を納付後、権利移転の嘱託登記を行います。

イ 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査及びアスベスト調査などは行っておりません。また、建築などに当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令により、規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

4 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録をされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）などを公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログイン ID に登録されているメールアドレスを秩父広域市町村圏組合に開示され、かつ秩父広域市町村圏組合がこれらの情報を秩父広域市町村圏組合文書管理規程に基づき、保管すること。（秩父広域市町村圏組合から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID に登録されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。）

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 秩父広域市町村圏組合は収集した個人情報をもとに地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認又は同条第 2 項に定める一般競争入札参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。(地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含まれます。)

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録されている内容や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産：不動産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア 共同入札する場合は、共同入札者の中から 1 名の代表者を定める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続き及び入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 章 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について」及び「第 3 章 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）及び共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した「インターネット公有財産売却参加申込書」（以下「申込書」という。）を入札開始までに秩父広域市町村圏組合に提出することが必要です。なお、申込書は秩父広域市町村圏組合のホームページより印刷することができます。

ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第 2 章 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録をされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）などを以下により、公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- (1) 法人で公有財産売却の参加申し込みをする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- (2) 不動産の売却で共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）及び共同入札者全員が連署した申込書を入札開始の 2 開庁日前までに秩父広域市町村圏組合に提出することが必要です。原則として、入札開始の 2 開庁日前までに秩父広域市町村圏組合が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

【参加仮申し込み（仮申し込み）】

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

【参加申し込み（本申し込み）】

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行った後、秩父広域市町村圏組合のホームページより申込書及び誓約書を印刷し、必要事項を記入・押印後、次の書類を秩父広域市町村圏組合会計課に送付又は持参してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

【必要書類】

※個人の場合

- ア 申込書
- イ 誓約書
- ウ 印鑑登録証明書
- エ 住民票抄本（個人番号の記載はしないでください）

※法人の場合

- ア 申込書
- イ 誓約書
- ウ 印鑑証明書
- エ 商業登記簿謄本にかかわる登記事項証明書

- (3) 必要書類については、入札日前 3 か月以内に発行された原本を提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。
- (4) 複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書及び誓約書が必要になりますが、添付書類である住民票抄本（法人の場合は、商業登記簿謄本にかかわる登記事項証明書）及び印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）は、各 1 通のみ提出してください。
- (5) 代理人による入札を行う場合、申込必要書類に加えて委任状の提出が必要になります。委任状は秩父広域市町村圏組合のホームページより印刷をしてください。なお、代理人による入札を行う場合は、委任者・代理人双方の誓約書、印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）、住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本にかかわる登記事項証明書）を提出してください。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、秩父広域市町村圏組合が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、秩父広域市町村圏組合が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記の通りです。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始の 2 開庁日前までに秩父広域市町村圏組合が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

○銀行振込による納付

銀行振込での入札保証金の納付となります。売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行った後、秩父広域市町村圏組合のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、秩父広域市町村圏組合会計課に郵送又は持参してください（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。公有財産売却の参加申込者より必要書類が秩父広域市町村圏組合会計課に到着後、秩父広域市町村圏組合

から「入札保証金振込先通知書」を電子メールで送信します。通知書で指定された金融機関口座に入札保証金を納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は、公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・銀行振込の際の振込人名義は、公有財産売却の参加申込者の名義としてください。共同入札の場合は、代表者名義で振込を行ってください。
- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、秩父広域市町村圏組合が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄は「銀行振込」となっています。

(3) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3章 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

秩父広域市町村圏組合は、次の各項目に該当する入札は、無効とします。

ア 「本ガイドライン」、「入札説明書」及び「入札公告」に掲げる入札参加資格のない方が行った入札

イ 1物件につき、1人で2つ以上のログインIDを使用して行った入札

ウ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した方の入札

エ 前号に定めるもののほか、「本ガイドライン」、「入札説明書」及び「入札公告」に規定する入札に関する条項に違反した方の入札

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、秩父広域市町村圏組合は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 秩父広域市町村圏組合から落札者への連絡

落札者には、秩父広域市町村圏組合から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。不動産の売却で共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・秩父広域市町村圏組合が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、秩父広域市町村圏組合が落札者と契約を締結できない場合や落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合は、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、秩父広域市町村圏組合に連絡する際や秩父広域市町村圏組合に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、落札者が納付した入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

秩父広域市町村圏組合は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、秩父広域市町村圏組合の定める契約締結期限内に落札者と契約を交わします。契約

の際には秩父広域市町村圏組合より契約書を送信しますので、落札者は2部出力印刷し、それぞれに必要な事項を記入・押印のうえ、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」を添えて秩父広域市町村圏組合会計課に直接持参又は郵送してください。契約保証金の額は入札保証金と同額です。なお、売却物件が不動産の場合に限り、契約金額に応じた収入印紙を、契約書の1部に貼付してください。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び公有財産売却に参加できない者であった場合には、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに秩父広域市町村圏組合が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金は秩父広域市町村圏組合に帰属し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は契約締結後、秩父広域市町村圏組合が指定する口座に納付してください。なお、売買代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに秩父広域市町村圏組合が納付を確認できることが必要です。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。なお、入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

○銀行振込による納付

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同

入札の場合は、参加仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後1カ月程度要することがあります。

第4章 せり売り形式で行う公有財産売却の手続き

せり売り形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システム及び入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力すること及び入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売り形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売り期間を指します。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」又は一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

秩父広域市町村圏組合は、次の各項目に該当する入札は、無効とします。入札期間中にその時点における最高価格の入札を無効とした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

ア 「本ガイドライン」、「入札説明書」及び「入札公告」に掲げる入札参加資格のない方が行った入札

イ 1物件につき、1人で2つ以上のログインIDを使用して行った入札

ウ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した方の入札

エ 前号に定めるもののほか、「本ガイドライン」、「入札説明書」及び「入札公告」に規定する入札に関する条項に違反した方の入札

2 落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、秩父広域市町村圏組合は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) せり売り終了の告知など

秩父広域市町村圏組合は、落札者を決定したときは、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告知、せり売り終了を告知します。

(3) 秩父広域市町村圏組合から落札者への連絡

落札者には、秩父広域市町村圏組合から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・秩父広域市町村圏組合が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、秩父広域市町村圏組合が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、保証金を没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、秩父広域市町村圏組合に連絡する際や秩父広域市町村圏組合に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、落札者が納付した入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

秩父広域市町村圏組合は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、秩父広域市町村圏組合の定める契約締結期限内に落札者と契約を交わします。契約の際には秩父広域市町村圏組合より契約書を送信しますので、落札者は2部出力印刷し、それ

ぞれに必要事項を記入・押印のうえ、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」を添えて秩父広域市町村圏組合会計課に直接持参又は郵送してください。契約保証金の額は入札保証金と同額です。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び公有財産売却に参加できない者であった場合には、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、落札者が納付した入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに秩父広域市町村圏組合が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金は秩父広域市町村圏組合に帰属し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は契約締結後、秩父広域市町村圏組合が指定する口座に納付してください。なお、売買代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに秩父広域市町村圏組合が納付を確認することが必要です。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。なお、入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

○銀行振込による納付

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、参加仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後1カ月程度要することがあります。

第5章 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

秩父広域市町村圏組合は、落札者と売買契約を交わします。契約の際には秩父広域市町村圏組合より契約書等を送信しますので、落札者は2部出力印刷し、それぞれに必要事項を記入・押印のうえ、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」を添えて、秩父広域市町村圏組合会計課に直接持参又は郵送してください。なお、売却物件が不動産の場合に限り、契約金額に応じた収入印紙を、契約書の1部に貼付してください。

自動車及び動産は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のまま、秩父広域市町村圏組合が指定する方法において引渡します。引渡し方法が直接引渡しに限定されている物件において、指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

不動産は、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

(1) 不動産の場合

売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて秩父広域市町村圏組合が不動産登記簿上の権利移転のみを行います。なお、売払代金の残金納付期限は秩父広域市町村圏組合が指定する日となります。

(2) 自動車の場合

ア 権利移転にともなう道路運送車両法の規定に基づく手続き及びその他一切の法律及び諸規制に関する手続き、並びに費用負担は落札者が行うこととします。

イ 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

ウ 権利移転にともなう道路運送車両法の規定に基づく手続きに必要な書類は、売払代金の残金納付を秩父広域市町村圏組合が確認後、落札者に郵送します。

3 引き渡しについて

売買代金の完納を確認後、秩父広域市町村圏組合の定める引き渡し期限内に引き渡しを行います。

- (1) 自動車は、引き渡し時に車両の鍵及び付属品等をお渡しします。
- (2) 公有財産売却の物品等は現状引き渡しとなりますので、秩父広域市町村圏組合は、引き渡し後の不調や不具合についての補償は一切行いません。
- (3) 公有財産売却の物品等の移送については、落札者の責任のもと行うものとし、移送に係る費用は落札者が負担してください。
- (4) 自動車及び動産の場合、落札者は、秩父広域市町村圏組合が定める期限内に引き取りをしなければなりません。
- (5) 自動車の落札者は、秩父広域市町村圏組合が定める期限内に、道路運送車両法に基づく手続きを行ったことを確認できる書面の写しを秩父広域市町村圏組合に提出してください。

4 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など秩父広域市町村圏組合の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

第6章 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 入札の受付が開始されない場合
- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ウ せり売り形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）中止時の入札保証金の返還

特定の売却区分の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など（以下「入札者など」という。）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、秩父広域市町村圏組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、秩父広域市町村圏組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、秩父広域市町村圏組合は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、秩父広域市町村圏組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (5) 公有財産売却の参加者などの発信若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを
受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・
程度にかかわらず、秩父広域市町村圏組合は責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID 及びパスワードなどを紛失若しくは、ロ
グイン ID 及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の
種類・程度にかかわらず秩父広域市町村圏組合は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

秩父広域市町村圏組合が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、秩父広域市町村圏組合物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、秩父広域市町村圏組合が公開している情報（文章、写真、図面など）について、秩父広域市町村圏組合に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルス感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

本ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

(1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限りです。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます。）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 公有財産売却ガイドラインの改正

秩父広域市町村圏組合は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、秩父広域市町村圏組合は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始する公有財産売却から適用します。

10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、秩父広域市町村圏組合が掲載したものでない情報については、公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者及びその代理人（以下、「参加者など」という。）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付返還及び事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終

了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社を開示することに同意するものとします。